

明石ケーブルテレビ（ACTV135）加入契約約款

株式会社明石ケーブルテレビ（以下「ACTV135」という。）と本社が行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に結ばれる契約は次の条項によるものとします。

- 第1条（ACTV135の提供するサービス）**
ACTV135は加入者に以下のサービスを提供します。
- 基本番組サービス

ACTV135が受信するテレビジョン放送（多重放送を含む）及びFMラジオ放送の同時再送信サービス並びにコース利用料金範囲内で提供するテレビジョン自主放送サービス。
 - 有料番組サービス

基本利用料金以外のサービス。（以下「有料番組」という。）ただし、有料番組は基本番組サービス（上記第1号）をご利用いただく場合に限りご利用いただけます。上記サービスに付帯するサービス
 - ACTV135が加入者にサービスする放送の基本番組サービスや有料番組サービスは、デジタル放送チューナー（セットトップボックス。以下「STB」という。）を接続したテレビ受信機に限り視聴可能とします。

- 第2条（契約の単位）**
加入契約は、引込線1回線ごとに行います。ただし、引込線1回線により複数の世帯が加入する場合は、各世帯ごと加入契約を締結します。

- 第3条（契約成立）**
加入契約は、加入申込者が本約款を承諾の上、ACTV135所定の申込書に必要事項を記入・捺印し、ACTV135がこれを受領した時に成立するものとします。ただし、引込線を敷設し、及び保守するものが技術上又は経営上困難になった場合は、ACTV135は、加入承諾を撤回することができるものとします。

- 第4条（契約の有効期限）**
契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了10日前までにACTV135、加入者いずれからも文書により何等かの意思表示がない場合には、引続き契約を自動延長するものとし以後も同様とします。

- 第5条（加入契約料）**
加入者は加入契約時に別に定める加入契約料を支払うものとします。

- 第6条（加入者相互受け入れ制度）**
加入者が転居等によりACTV135の業務区域外に転出される場合、その区域が「加入者相互受け入れ制度」に加入しケーブルテレビ局の「サービスエリア」内であり、当該局に加入希望の場合には加入契約料は免除となります。
2. 引込工事、宅内工事に要する費用は加入者が支払うものとします。

- 第7条（STBの貸与）**
ACTV135は、デジタル放送番組を視聴する加入者にSTBを貸与するものとします。加入者は、STBを善良なる管理者の注意をもってその用途に従って使用するものとし、加入者の故意、過失によるSTBの故障・破損・紛失等の場合は、その実費相当分をACTV135に支払うものとします。
3. 加入者は、期間満了、解約、解除により加入契約が終了した時には、ただちにSTBをACTV135に返還するものとします。

- 第8条（B-CASカード及びC-CASカードの取扱い）**
ACTV135は、加入者にSTBを貸与する際、1台につき株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（以下「B-CAS社」という。）が発行、管理するB-CASデジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という。）を1枚代行提供します。その取扱いはB-CAS社の「B-CAS社」カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
2. ACTV135はB-CASカードに起因する受信障害等により、ペーパービュー放送サービスや有料放送サービスが視聴できない等の損害が生じても一切責任を負いません。
3. ACTV135は加入者にSTBを貸与する際、1台につきデジタル放送限定受信用ICカード（以下、「B-CASカード」という。）を1枚貸与します。C-CASカードはACTV135に帰属しACTV135の手帳による以外での追加・変更・改質は禁止し、それらが行われたことによるACTV135及び第三者に及ぼされた損害、利益損失については加入者が賠償するものとし、STBの解約時にはACTV135に返還するものとします。また、加入者が破損または紛失した場合には、その損害分をACTV135に支払うものとします。

- 第9条（利用料金）**
加入者は、その希望により放送番組サービスの提供を受ける場合は、そのサービス開始日の属する月の翌月から、別に定めるコース利用料を支払うものとします。
2. 加入者は、その希望により有料番組サービスの提供を受ける場合は、そのサービス開始日の属する月の翌月から、別に定める有料番組料金を支払うものとします。
3. 社会経済情勢の変動、サービス内容の拡充等により、利用料金を改定することがあります。その場合は、1ヶ月前までに加入者に通知します。加入者は、改定日の属する月の翌月から改定後の利用料金を支払うものとします。
4. ACTV135が設定した各利用料金の中にはNHKのテレビ受信料（衛星放送受信料も含む）、株式会社フワウ及びデジタル各放送局の有料番組の加入料と利用料金は含まれておらず、これらのテレビ放送の受信を希望する加入者は別途これら事業者との間で受信契約を締結するものとし、当該契約に関して発生する問題については、ACTV135は理由の如何を問わず一切責任を負いません。
5. Dライスは月刊番組案内代は別途有料となります。
6. STB複数台契約の場合、上位コースが1台目の利用料金となります。

- 第10条（料金等の支払い方法）**
加入者は、加入契約料、コース利用料、有料番組料金、及びその他の条項に定めた費用等について別途ACTV135が指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

- 第11条（遅延損害金）**
加入者は、この約款に基づく料金の支払いを支払期日より遅延した場合、その遅延金額に対して年14%（年365日の日割りに計算による）の割合による遅延損害金を支払期日の翌日より完済にいたるまでACTV135に支払うものとします。

- 第12条（施設の施工）**
ACTV135のサービスに必要な施設の設置、撤去、保守等の工事は、ACTV135所定の使用機器、工法等によりすべてACTV135又はACTV135が指定する業者が行うものとします。
2. ACTV135は、施設の設置、撤去、保守等の工事を行う必要があるときは加入者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物に立ち入り、又はこれらを無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他の利害関係人があるときは、加入者はあらかじめその承諾を得ておくものとし利害関係人との交渉に関しては、その責任を負うものとします。

- 第13条（工事負担金）**
ACTV135は放送センターから引込線及び保安器までのすべての施設並びにSTB（以下「ACTV135施設」という。）を設置し、契約のテレビまでの接続調整をするものとします。ただし、加入者は、こ

れに要する費用のうち標準工事の場合、別に定める引込工事費・宅内工事費を支払うものとします。また、標準外の工事が必要な場合は、特別工事費を支払うものとします。

2. 加入者は、保安器の出力端子以降の施設（「STB」を除く）及び引込線敷設のため特別に必要とする自営柱、地下埋設管等の施設（以下「加入者施設」という。）を設置し、これに要する費用、STBを設置及びその他付帯する費用を支払うものとします。

- 第14条（施設の所有区分）**
ACTV135はACTV135施設を、加入者は加入者施設を、それぞれ所有するものとします。

- 第15条（施設の維持管理）**
施設の維持管理は、前条の所有区分によりそれぞれの所有者が行うものとします。
2. 施設の保守工事は、ACTV135所定の使用機器、工法等によりすべてACTV135又は、ACTV135が指定する業者が行うものとします。

- 第16条（サービス提供の一時休止及び再開）**
加入者はACTV135のサービス提供の一時休止を希望する場合は、希望する日の10日以前に文書によりACTV135にその旨を申し出るものとし、ACTV135は内容を審査の上、妥当と認めた場合これを受領するものとします。
2. 一時休止期間は原則として1年以内とし、加入者は休止期間中、別に定める維持費用をACTV135に毎月支払うものとします。
3. ACTV135は、一時休止の申し出を受領した後、サービス提供の休止と必要に応じて引込線の撤去、ACTV135が貸与するSTBの撤去等を行うものとします。
4. 申し出た期間が満了した場合は、サービス提供の一時休止は終了し、当然にサービスが再開されるものとして必要に依り引込線の再引込工事、STBの再取付工事をを行います。
5. 加入者は、第3項及び第4項における撤去や再引込工事、再取付工事を行った場合、別に定める撤去・復旧費用、調整費用を支払うものとします。

- 第17条（施設の故障等に伴う責任分担）**
ACTV135は加入者からACTV135が提供するサービスの受信に異常の申し出があった場合には、これを調査し、必要な処置を講ずるものとします。ただし、異常の原因が加入者施設にある場合はこの限りではありません。
2. 加入者は、サービスの受信に異常を生じている原因が加入者の受信機又は加入者施設の故障等にある場合は、修復に要する費用を負担するものとします。
3. 加入者は、加入者の故意又は過失によりACTV135施設に故障（破損、滅失等を含む）が生じた場合は、この修復に要する費用を負担するものとします。
4. 第2項及び第3項に掲げる故障、破損、滅失等によりACTV135が損害を被った場合、ACTV135は当該加入者に対し賠償を求めることができるものとします。

- 第18条（サービスの一時中断、放送内容の変更）**
ACTV135は、ACTV135施設の維持管理の必要上、やむを得ずサービスの提供を一時中断することがあります。この場合、ACTV135は事前に加入者その旨を通知しますが、緊急やむを得ない場合は通知しないことがあります。なお、一時中断することによっておこる損害の賠償には応じません。
2. ACTV135は、都合により、放送内容を変更することがあります。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。

- 第19条（ACTV135の免責事項）**
ACTV135は、前条に定めるサービスの一時中断、放送内容の変更及び天災、事変その他ACTV135の責に帰さない事由によるサービス提供の停止に基づく損害の賠償には応じません。

- 第20条（設置場所の変更等）**
加入者は次の場合に限り、受信設備の設置場所を変更できるものとします。その変更に要する費用は加入者が負担するものとします。
① 変更先が同一敷地内の場合
② 変更先がACTV135の業務区域内でかつ最寄りのタップオフに余裕のある場合

- 第21条（名称・口座変更）**
加入者の名称・口座は、次の場合に変更できるものとし、この場合は、新加入者がACTV135の定める名称・口座変更届をACTV135に提出し、別に定める名称・口座変更手数料を支払うものとします。
(1) 相続により名称・口座を変更するとき
(2) 法人たる加入者が合併又は組織変更により商号を変更するとき
2. 加入者が改姓・改名した場合及び法人たる加入者が単に商号を変更した場合においても、前項の加入者名称・口座変更届の提出を必要とします。

- 第22条（加入申込書記載事項の変更）**
加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合は、ACTV135が定める様式により変更の申し出を行い、ACTV135がこれを承諾したときはサービス内容が変更されるものとします。

- 第23条（無断使用等の禁止）**
加入者がテーク、配線等によりACTV135のサービスを第三者に提供することは、有償、無償にかかわらず禁止します。

- 第24条（加入者の禁止事項）**
加入者が、契約したSTB以外の施設機器を接続して、ACTV135の施設を利用する等の行為は禁止します。このような行為をした加入者はACTV135が相当と認める違約金を支払わなければならないものとします。

- 第25条（加入契約の解約、契約期間満了）**
加入者は加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の10日以前に文書によりACTV135にその旨を申し出るものとします。
2. 解約の場合、加入者は第10条の規定による料金を解約の当月分まで支払うものとします。ただし、前納している場合は、解約月の翌月以降の分を払い戻すものとします。
3. 第1項の解約の場合、ACTV135はACTV135の施設を撤去します。なお、撤去に要する費用は、加入者が負担するものとします。また、撤去に伴い加入者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合は、加入者はその復旧費用を負担するものとします。
4. 契約期間満了により本契約が終了したときも前3項と同様とします。

- 第26条（加入者の業務違反による停止）**
ACTV135は加入者が利用料金の支払い遅延等、本約款に違反する行為があった場合は、サービスの提供を停止するか、加入契約を解除することができるものとします。

- 第27条（加入者個人情報の取扱い）**
ACTV135は、保有する加入者個人情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）、及び「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」（平成16年8月31日総務省告示第996号。以下「指針」という。）に基づくほか、ACTV135が別途定める個人情報の保護に関する宣言書（以下「宣言書」という。）及びこの約款の規定

に基づいて適正に取り扱います。
2. ACTV135の宣言書には、ACTV135が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という。）がACTV135に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを公表します。
3. ACTV135は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

- 第28条（加入者個人情報の利用目的等）**
ACTV135が加入契約により取得する個人情報の利用目的は次のとおりとします。
(1) 有線テレビジョン放送事業、電気通信事業の各サービス及びそれに付随するサービス（特別番組等）提供
(2) サービス契約の締結
(3) サービス料金の請求、督促、集金等の業務
(4) サービスに関する情報の提供、サービスの利用促進業務
(5) サービスの向上を目的とした番組視聴状況、嗜好調査など業務
(6) 受信装置の設置、施工及びアフターサービス
(7) 問合せ、変更、解約、苦情への対応
(8) サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
(9) サービスの提供に関連する第三者（業務委託業者等）への提供

- 第29条（定めなき事項及び疑義）**
この契約約款に定めがない事項、あるいは疑義が生じた場合は、ACTV135、加入者及び加入申込者はお互いに信義誠実の原則にたつて、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

- 第30条（管轄裁判所）**
この契約から生じる権利義務に関する訴訟については、ACTV135の所在地を管轄する裁判所を唯一の管轄裁判所とします。

- 第31条（約款の改正）**
ACTV135は本約款を総務大臣に届け出た上で改定することがあります。

- 付則
(1) ACTV135は特に必要がある時は、本約款に特約を付することができるものとします。
(2) 一括加入、業務用等については別途定めます。
(3) 平成22年6月1日より施行した原約款のうち、この約款は平成22年4月1日より施行します。株式会社明石ケーブルテレビ（以下「ACTV135」という。）と本社が行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に結ばれる契約は次の条項によるものとします。

【料金表】			
加入契約料		HDベーシック（月単位利用料金）	
加入契約料	1加入世帯につき 20,000円	HDベーシック料 金（1台目）	4,700円
工事費等		HDベーシック料 金（2台目以降）	2,500円
引込工事費（標準）	21,000円	HDプレミアム（月単位利用料金）	
宅内工事費（標準）	15,000円	HDプレミアム料 金（1台目）	5,200円
事務手数料	3,000円	HDプレミアム料 金（2台目以降）	3,000円
有料番組料金		Dライ ト（月単位利用料金）	
スターチャンネル	月額料金 2,000円	Dライ ト料金（2台目以降）	500円
衛星劇場HD	月額料金 1,905円	月刊番組案内誌（月額料金）	
クーンチャンネル	月額料金 1,200円	月刊番組案内誌	191円
フジテレビNEXT	月額料金 1,200円		
東映チャンネル	月額料金 1,500円		
J sports 4 HD	月額料金 1,300円		

1. 故障の場合（加入者側の理由による場合）

項 目	単 位	数 量	金 額	備 考
STB故障取り替え	台	1	実 費	
STBリモコン故障取り替え	個	1	3,000円	お届け5,000円
保安器取り替え	個	1	10,000円	
ブースター故障取り替え	台	1	実 費	
その他故障修理	式	1	実 費	

2. 調整費用

項 目	単 位	数 量	金 額	備 考
STB取付調整	台	1	8,000円	
テレビチャンネル調整	台	1	3,000円	
ビデオチャンネル調整	台	1	3,000円	
その他調整	台	1	実 費	B・S・テレビゲーム等

3. 撤去・復旧・維持費用

項 目	単 位	数 量	金 額	備 考
STB移動	台	1	5,000円	
STB撤去	台	1	5,000円	
引き込み施設撤去	本	1	10,000円	アンテナ取付・接続工事が別途必要
引き込み線の再引込工事	本	1	21,000円	
休止期間中の維持費	月	1	1,000円	

4. 出動料金

項 目	単 位	数 量	金 額	備 考
出動基本料金	回	1	2,000円	

※表記金額は全て税込価格です。消費税分は別途精算させていただきます。